

津野町総合保健福祉センター里楽屋内遊具購入業務仕様書

1. 業務目的

用者のニーズに合わせた遊具を整備し、子育て世帯等が自然に交流できるコミュニティの場を提供する。また、健康増進施設を利用する親子にとって魅力的なコンテンツの一つとすることで、「また来たい」と思える施設づくりを実現する。

2. 業務内容

(1) 遊具・玩具等備品調達・搬入及び設置、転倒防止等業務

3. 要求要件

【目的物に関する事項】

(1) 実施場所

津野町姫野々431番地1 「別紙1：位置図」

津野町総合保健福祉センター里楽屋内平面図である「別紙2：津野町総合保健福祉センター里楽平面図」の「キッズコーナー」と示すエリア

(2) 予算規模

5, 183千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

(4) 設置遊具

①使用対象年齢

0歳から9歳まで

②配慮事項

- ・子どもの心を育み、多様な遊びの形態（ごっこ遊び、作る等）が提供できるような遊具を設置すること。
- ・ブロック遊び、ままごとセット、すべり台（屋内用）を設置すること。
- ・保護者が容易に子どもたちの状況が分かるよう視認性を考慮した提案とすること。
- ・遊具配置の配分として、無料エリアが7割、有料エリアが3割を考慮した提案とすること。

4. 留意事項

- (1) 搬入・運搬時は道路交通法を遵守し、作業の安全確保を十分に行うこと。
- (2) 施設と納入品が接触等の恐れがある場合には必要に応じて養生を行うこと。
- (3) 納入品搬入時に施設への損傷が発生した場合は、原因者の責任により現状復旧を行うこと。納入品の設置に関する技術的必要事項は、本仕様書に明記されていないものについても対応すること。
- (4) 現場の収まり、取合等の関係で仕様書によることが困難である場合は、津野町と協議を行うこと。軽微な仕様変更が生じた場合の契約金額の増減は原則行わないものとする。
- (5) 受注者は、本業務の実施に当たっては、本仕様書に基づくとともに、各種関係法令、町関係条例・規則等を遵守し、適正な運営に務めること。

- (6) 受注者は、本業務の実施に当たっては、発注者と十分な協議を行い、その意図や目的を理解したうえで、適切な実施体制、人員配置の下で進めること。
- (7) 本業務中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本業務後も、また同様とする。
- (8) 本業務完了後であっても、その成果品に瑕疵等の不備が発見された場合には、速やかに成果品を修理・交換等しなければならない。
- (9) 業務の遂行に当たり、発生した事後等については、受注者の責任において対処すること。
- (10) 事故等により発生した損害については受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は発注者が負担するものとし、その額は両者協議により決定する。
- (11) 受注者は、業務の実施において、疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては町と協議のうえ、誠意をもって処理すること。

5. 提案を求める範囲

(1) テーマ・整備方針

- ・未就学児から小学校低学年までのこどもたちの好奇心をかき立てる場所であること
- ・遊びを通して健全な育成につながる場所であること
- ・子育て世帯等が交流できる場所であること

(2) 目的物の配置計画

設置遊具の規模や機能の組み合わせ、施設内の遊具設置計画等について提案を求める。

(3) デザイン

遊具のデザイン、イメージ等について、概要図（完成予想イラスト）、平面図及び立面図により提案を求める。

(4) 安全対策

利用者が安心して遊べる配置や工夫、また、子どもが本来想定していない遊び方をした場合の安全対策について提案を求める。